

令和3年村上市議会第4回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

令和3年12月17日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第119号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第121号 村上市さんぼく会館条例制定について
議第122号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
議第123号 村上市伝統的建造物群保存地区保存条例制定について
議第124号 村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例制定について
議第125号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 4 議第132号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定について
議第133号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 5 議第135号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結について
議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）
議第143号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議第144号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

- 議第145号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議第146号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議第147号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議第148号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）
 議第149号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）
 議第150号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）
 第7 議第152号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第15号）
 議第153号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第16号）
 第8 議員発議第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（22名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 上村正朗君 | 2番 | 菅井晋一君 |
| 3番 | 富樫雅男君 | 4番 | 高田晃君 |
| 5番 | 小杉武仁君 | 6番 | 河村幸雄君 |
| 7番 | 本間善和君 | 8番 | 鈴木好彦君 |
| 9番 | 稲葉久美子君 | 10番 | 鈴木一之君 |
| 11番 | 渡辺昌君 | 12番 | 尾形修平君 |
| 13番 | 鈴木いせ子君 | 14番 | 川村敏晴君 |
| 15番 | 姫路敏君 | 16番 | 川崎健二君 |
| 17番 | 木村貞雄君 | 18番 | 長谷川孝君 |
| 19番 | 佐藤重陽君 | 20番 | 大滝国吉君 |
| 21番 | 山田勉君 | 22番 | 三田敏秋君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | |
|----|---|-----------|
| 市 | 長 | 高橋邦芳君 |
| 副市 | 長 | 忠聡君 |
| 教 | 育 | 長 遠藤友春君 |
| 総 | 務 | 課 長 東海林豊君 |

| | | | | | |
|-----------------|---|-----|---|------|---|
| 企画財政課長 | 大 | 滝 | 敏 | 文 | 君 |
| 自治振興課長 | 板 | 垣 | 敏 | 幸 | 君 |
| 税務課長 | 大 | 滝 | 慈 | 光 | 君 |
| 市民課長 | 八 | 藤 後 | 茂 | 樹 | 君 |
| 環境課長 | 瀬 | 賀 | | 豪 | 君 |
| 保健医療課長 | 信 | 田 | 和 | 子 | 君 |
| 介護高齢課長 | 大 | 滝 | き | く み子 | 君 |
| 福祉課長 | 木 | 村 | 静 | 子 | 君 |
| こども課長 | 中 | 村 | 豊 | 昭 | 君 |
| 農林水産課長 | 稲 | 垣 | 秀 | 和 | 君 |
| 地域経済 振興課長 | 田 | 中 | 章 | 穂 | 君 |
| 観光課長 | 永 | 田 | | 満 | 君 |
| 建設課長 | 伊 | 与 部 | 善 | 久 | 君 |
| 都市計画課長 | 大 | 西 | | 敏 | 君 |
| 上下水道課長 | 山 | 田 | 知 | 行 | 君 |
| 会計管理者 | 菅 | 原 | | 明 | 君 |
| 農業委員会 事務局長 | 小 | 川 | 良 | 和 | 君 |
| 選管・監査 事務局長 | 木 | 村 | 俊 | 彦 | 君 |
| 消防長 | 佐 | 藤 | 正 | 弥 | 君 |
| 学校教育課長 | 渡 | 辺 | 律 | 子 | 君 |
| 生涯学習課長 荒川支所長 | 大 | 渡 | 滝 | 寿 | 君 |
| 産業建設課長 神林支所長 | 加 | 藤 | 誠 | 一 | 君 |
| 朝日支所長 | 岩 | 沢 | 深 | 雪 | 君 |
| 山北支所長 | 斎 | 藤 | 一 | 浩 | 君 |

○事務局職員出席者

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 長 | 谷 | 部 | 俊 | 一 |
| 事務局次長 | 内 | | 山 | 治 | 夫 |
| 書記 | 中 | | 山 | | 航 |

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、稲葉久美子さん、13番、鈴木いせ子さんを指名いたします。ご了承をお願いします。

消防長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで、消防長から発言を求められておりますので、これを許します。消防長。

○消防長（佐藤正弥君） おはようございます。貴重なお時間、大変申し訳ございません。

去る12月6日、議第115号の審議において、本間善和議員からのご質問で村上市における消防水利の充足率はとのお尋ねについてでございますが、92.4%となります。なお、この数値は県を通して国に報告しております消防施設整備計画実態調査のデータですが、3年ごとの調査でありますので、令和元年度の数値でございます。なお、令和3年度においても、この数値は大きな変動はないものと見込んでございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ご了承をお願いします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種についてご報告申し上げます。3回目のワクチン接種につきましては、あらかじめ日時と会場を指定する指定方式により意向確認を行うこととして、市民の皆様には11月26日の記者会見でお知らせをしたところであります。その後、12月1日号の市報折り込みで改めてお知らせをさせていただきました。

そうした中、12月2日、県において3回目接種のワクチンの種類別配分については、ファイザー社製ワクチンと武田／モデルナ社製ワクチンで、その比率が6対4であると公表されたところがあります。これにより、3回目接種については交互接種することとなりました。本市においては、1回目、2回目接種にファイザー社製のワクチンを接種していただいたところではありますが、3回目接種はご自身で接種するワクチンをご確認いただくこととなります。本市3回目の接種の集団接種は武田／モデルナ社製による接種、個別接種につきましてはファイザー社製による接種を予定しておりますので、ご自身で使用するワクチンをご確認いただき、接種会場及び日時をご予約いただくこととなります。このことにつきまして、3回目接種の対象者の方には、12月15日号の市報折り込みでお知らせをいたしましたとおり、1月17日から順次接種券をお届けすることといたしております。

予約につきましては、接種券が届き次第可能になっておりますので、ワクチンの種類をご確認の上、ご予約をお願いいたします。予約につきましては、インターネット予約サイト、またクリエイト村上、各支所の予約窓口、市のコールセンターで受付を行うこととして予定をしているところがあります。3回目接種の開始日につきましては、2月6日から開始できるよう、現在体制を整えているところがあります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付についてご報告申し上げます。中学生以下の子ども1人当たり5万円の先行給付分につきましては、12月3日に補正予算のご議決をいただいたところがありますが、その後、国から10万円の現金一括での給付も可能とする方針が示されたところがあります。また、先般、市議会から先行給付分の5万円と合わせて現金による10万円の年内給付をお願いするところのご要請を受けたところでもあります。本市といたしましては、子育て世帯の皆様が卒業、進学、入学の準備を年明け早々にもスタートできるよう、12月24日に10万円の現金を一括で給付することとして、本日追加の補正予算を提出させていただいた次第であります。16歳以上18歳以下の方につきましては、給付の申請をいただくこととなりますので、年内にご案内をお届けさせていただくことといたしております。ご案内が届きましたら、内容をご確認いただき、申請いただきたいと思いますと考えているところがあります。

次に、スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2021の受賞についてご報告を申し上げます。スポーツ庁では、東京2020オリンピック・パラリンピック大会のレガシーとして、スポーツを活用した地方創生・まちづくりに積極的に取り組む自治体を応援するため、スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度を創設いたしました。本表彰制度は、スポーツの力を活用し、地域の様々な社会課題の解決を図ることを目的とした全国各自治体の取組の中から特に優れた自治体を選出し、表彰を行うものであり、その記念すべき第1回目の表彰において、沖縄県と29の地方都市、合わせて30自治体が選ばれ、本市も受賞することとなりました。スケートボードの聖地「むらかみ」を目指し、官民一体となったまちづくりや地域活性化を推進してきた、そうした本市の取組が高く評価された

ものであります。12月14日に開催されましたスポまち！長官表彰2021では、室伏広治スポーツ庁長官から直接表彰をいただくことができました。

これまで本市では、国内最大級の屋内スケートパークと瀬波温泉等の観光資源を活用し、日本スケートボード選手権大会の誘致をはじめ、様々な大会や合宿、スケートボード教室の開催、修学旅行の受入れを行ってまいりました。また、東京2020オリンピック競技大会においては、本市がスケートボード日本代表チームの事前合宿地として代表選手をサポートし、その選手の中から初代のオリンピックチャンピオンが誕生したことは記憶に新しいところであります。本市といたしましては、日本代表チームの見事な活躍を大変喜ばしく、誇りに感じるとともに、スケートボードの聖地「むらかみ」として着実に前進していることを実感をいたしたところであります。今回の受賞を励みとして、現在取り組んでいるスケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトのさらなる高みを目指してまいります。

次に、村上市スペシャルアンバサダーの委嘱についてご報告申し上げます。このたび、本市の魅力を広く情報発信し、知名度向上とイメージアップを図ることを目的として、村上市スペシャルアンバサダー制度を設けることといたしました。そのお一人目として、本市出身でアイドルグループNGT48で活躍されている本間日陽さんをスペシャルアンバサダーにご委嘱し、12月15日に任命式を行ったところであります。本間日陽さんには、これまでもSNSやラジオ、テレビ、雑誌などで本市の魅力を発信していただいております。その高い知名度と情報発信力、多くのフォロワーを通じた関係人口の拡大など、本市の魅力発信に大きな力を発揮していただけるものと期待をしているところであります。この後、スポーツをはじめとする多くの分野においてスペシャルアンバサダーをご委嘱させていただく予定といたしております。スペシャルアンバサダーの皆様には、本市の魅力を様々な分野、多方面に向けて発信していただきたいと考えているところであります。

最後に、災害時における相互応援に関する協定の締結についてご報告申し上げます。12月16日、神奈川県山北町との間で災害時における相互応援に関する協定を締結をいたしました。災害時に必要となる物資や資機材の提供、職員の派遣、被災者の一時収容施設の提供等について、相互に応援する体制を構築するための協定であります。神奈川県山北町とは、平成15年度から合併前の旧山北町と物産を中心とした官民連携の産業交流事業を行っており、合併後も本市との交流を深めてまいりました。令和元年6月の山形県沖を震源とする地震により被災した際には、いち早く救援物資をお届けいただいたところであります。また、同年10月に発生をいたしました台風19号により神奈川県山北町が甚大な被害を受けた際には、本市から給水車の派遣や義援金をお届けするなど、支援を行ったところであります。こうした激甚化する災害が多発する中、日本海側の本市と太平洋側の山北町といった離れた都市同士が協定を締結することで相互に応援する仕組みを構築することは、有事の際の備えとして非常に重要な仕組みと考えております。これまでも多くの自治体と同様の協定を締結しているところでありますが、こうした幾層にも重なる都市間連携を強めることによって市

民の安全、安心な生活環境の確保に努めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

-
- 日程第3 議第119号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第121号 村上市さんぼく会館条例制定について
議第122号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
議第123号 村上市伝統的建造物群保存地区保存条例制定について
議第124号 村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例制定について
議第125号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第119号から議第131号までの13議案を一括して議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております議第119号から議第131号までの13議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月8日午前10時から、第1委員会室において、委員6名、議長、議会事務局長、副市長、教育長、理事者説明員出席の下、総務文教常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第119号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課

長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、企画戦略課での国のデジタル政策に対応するための業務内容はどの質疑に、DX推進方針を作成中であるが、自治体のDXについては国の標準化の方針により17業務を令和7年度をめどに進めるが、それに伴うオンライン化や地域のデジタル化については、技術革新に対応するために必要な業務を進めることとしているとの答弁。

委員より、行政組織を変えて、あらゆる問題を企画戦略課にまとめる意図はどの質疑に、従来どおりに個々の課が専門的に取り組むが、横断的に取り組むのが企画戦略課とご理解いただきたいとの答弁。

委員より、政策監はどのような立場になるのかとの質疑に、政策監については、政策の総合調整を担っていただくとの答弁。

委員より、市民と協働の総合的な企画調整窓口は市民課の現在の業務とは異質に感じることから、所管は企画戦略課が最適と考えるが、今後検討の余地はないかとの質疑に、公共交通の部分は企画部門と切り離せないので企画戦略課へ、空き家対策業務に関しては自治振興室そのものを市民課へ移すことによって一体的にできると捉えており、まちづくり協議会についても自治振興室の所管だが、総合的に判断して市民課へ異動するとの答弁。

委員より、秘書部門が企画戦略課へ移るが、総務部門から離れることについて支障はないかとの質疑に、政策検討の中で課題とする事項を秘書から市長へスムーズに情報が集まるためには企画戦略課が適していると判断したとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、省庁と自治体の人事交流の取組との違いはどの質疑に、人事交流という考えはある。地方創生の人材支援制度により、マッチング制度を活用することを考えているとの答弁。

委員より、他自治体では副市長としての起用も確認できるが、政策監は市長・副市長の補佐役という考え方でよいのかとの質疑に、市長・副市長の補佐役として政策監を給与表に加えるものとの答弁。

委員より、任期は2年かとの質疑に、その方が継続するかどうかは分からないが、原則は2年と想定しているとの答弁。

委員より、人選の基準などについての見解はどの質疑に、人選が進む中で、市の課題を理解した上で来ていただく形になり、分野を問わず市政全体の施策を担っていただくとの答弁。

委員より、本市に政策監が初めて就任することになるが、職員のスキルアップにつながる機会と

なるようにすべきと考えるがとの質疑に、まさに絶好の機会と捉えている。担当課だけで済む仕事は限られており、企画立案する議論を通して企画戦略課と政策監、市長、副市長のアイデアを総合しながら進めていくこととしており、連携しながら職員にもスキルアップにつながるような活躍を期待しているとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第121号 村上市さんぼく会館条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、将来的に指定管理にする考えはあるのかとの質疑に、将来的には考えているが、現段階では直営で進める考えとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第122号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第123号 村上市伝統的建造物群保存地区保存条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定をかける部分はお城山周辺の部分が主になり、調査した上で絞り込んでいくのかとの質疑に、ご指摘の箇所が武家町、そのほかにも町人町があり、重伝建の指定を受けるためには調査を完了させなければならない。対象区域にはなるが、現段階ではどこが指定されるかは結論が出ていないことから、必要な調査を加えながら、選定委員会の協議によって絞られていくとの答弁。

委員より、指定区域のメリット、デメリットや市民に対する説明などはどうなるのかとの質疑に、修景で外観の部分に規制がかかることから、規制される部分の改装については65%の補助がある。内部については規制が少ないが、規制の部分、補助の内容も含めて個人の権利に一部制約をかけるため、慎重に進め、丁寧に住民説明をしていきたいとの答弁。

委員より、保存対策調査では以前に実施した調査を活用できると理解しているが、歴史的風致維持向上計画は活用できるのかとの質疑に、それも素材として考えており、これまでの参考資料を使い計画策定をしていきたいとの答弁。

委員より、文化財調査官の評価はどの質疑に、町人町部分を歩いたが、住宅のセットバックや町並みの連担性が課題とのことであった。武家町では車で案内したが、コロナ禍ということもあり、

視察も十分ではなかったが、今後も何回か繰り返されると考えているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第124号 村上市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、審議会の条例で可否同数の場合の審議方法は丁寧な方法で願いたい、考えはどの質疑に、丁寧に進めながら、全員の賛同を得られるよう取り組んでいきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第124号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第125号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、5地区とも根拠は同じだと思うが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査については毎年実施しているのかとの質疑に、調査は毎年行っており、3か年の平均値を採用しているとの答弁。

委員より、単価の採用について、総合型地域スポーツクラブスタッフの基本となる職種についてはどのような分類に該当するのかとの質疑に、職種は娯楽業に該当し、分類表の娯楽業は運動競技場、劇場、競輪、競馬、遊技等となっているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第125号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第126号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、料金の算定について、人数等は毎年調査した額なのかとの質疑に、利用料金については過去3年間を考慮して算定しているとの答弁。

委員より、委託料の委託業者の主なものはどの質疑に、芝生の管理が臨時職員では対応できないときなど、業者委託となるとの答弁。

委員より、パルパーク体育館の駐車場が狭いことや、冬期間は滑りやすく危険を感じる部分もあるが、改修の予定はないのかとの質疑に、以前から把握しており、指定管理者からも要望があるこ

とから、マネジメントプログラムの中で検討していきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第127号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、長津体育館の利用状況はとの質疑に、体育館とグラウンドで72名の利用実績との答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第129号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第129号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第130号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第131号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、直営と比較して具体的にどのように変化があったのかとの質疑に、指定管理後まだ日は浅いが、他の施設も管理しているため、連携しながら事業を行っていた。広域的な宣伝効果も現れてきているとの答弁。

委員より、学校教育で地域学習へ活用するための働きかけはあるのかとの質疑に、それぞれの学校で進めているが、縄文の里も含めて郷育をさらに進めていきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第119号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第119号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第120号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第120号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第121号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第121号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第122号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第122号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第123号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第124号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第124号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第125号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第125号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第126号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第126号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第127号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第127号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第128号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第128号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第129号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第129号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第130号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第130号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第131号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第131号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議第132号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例
に関する条例制定について

議第133号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第132号から議第134号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

[市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇]

○市民厚生常任委員長(長谷川 孝君) おはようございます。ただいま上程されております議第132号から議第134号までの3議案について、その審査の概要と経過について報告いたします。

去る12月9日午前10時から、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第132号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、このタイミングで条例制定となったのは、国の制度が変わったなどの要因があったのかとの質疑に、令和3年4月1日に特措法改正があったが、事務の始点が延びてしまった。この間に相談などはなかったが、早急に施行することとしたもので、ご理解をいただきたいとの答弁。

委員より、農業施設などの車庫を建設した場合も該当するのかなどの質疑に、個人、法人を問わず該当するとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第133号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、産科での出産費用は平均で49万円ぐらいかかる。出産育児一時金の支給総額42万円と比較して7万円ぐらいの乖離がある。生活困窮者で支払いに苦勞している声も聞いているが、出産育児一時金と出産費用の格差を縮める検討はできないものかなどの質疑に、令和2年度支給実績は14件、うち8件が出産育児一時金の42万円を超えている。市で独自の支援となると負担額が他のほの税額に反映する制度となることから、まずは国の制度に基づき条例改正をさせていただくもの。今後、県と保険料率の統一も考えられることから、支援するのであれば県全体としてやっていくべきではないかと思うとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、公共施設のマネジメントプログラムでは、山辺里デイサービスセンターなどの施設は事業者へ建物譲渡による民営化について検討するとあるが、いつ頃までに結論を出すのかなどの質疑に、この5年間の指定管理期間内に答えを出せるように協議を進めていきたいとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第134号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第132号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第132号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第133号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第133号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第134号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第134号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第135号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結について

議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第135号から議第141号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

[経済建設常任委員長 川崎健二君登壇]

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されています議第135号から議第141号までの7議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月10日、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事

者説明員出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第135号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、工事費概算額調書はJRで積算したものとのことだが、第三者がチェックする機能はないのかとの質疑に、国のほうとJR各社と公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保についての申合せがあり、その中で鉄道工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議が設けられ、積算の基準、JR側の工事の発注方式などが調整会議の議題となっている。こういった点から透明性の確保が図られていると考えられるとの答弁でした。

委員より、工事に関しての瑕疵担保責任はどのような契約になっているのかとの質疑に、協定書にはうたっていないが、工事を委託するとは、管理も含め、瑕疵等についてはJR側にあると考えているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第135号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、総合型地域スポーツクラブの人件費は5年間同額であるが、イヨボヤの里開発公社の人件費については年々ベースアップしている。どちらも指定管理者制度であるが、取扱いに違いがある理由はとの質疑に、イヨボヤの里開発公社は市が出資した法人であるため、市の一般職に準じた給料表を使っている。定期昇給分も見込んでいるため、年々上昇する形となっているとの答弁でした。

委員より、指定期間が5年間であるが、指定管理者制度の見直しが行われた場合、中途の契約変更は可能かとの質疑に、契約期間を一旦終了し、新たな考え方に基づいて契約をし直すことなどを含め検討していくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理者が無償である理由はとの質疑に、収入である利用料金等で支出をおおむね賄えるため無償となっているとの答弁でした。

委員より、施設の修繕費用の負担はどのようになっているかとの質疑に、1件50万円を超える修繕については市で行うこととなっているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第139号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市指定管理料積算内訳の人件費は5年間同額であるが、指定管理者が行う自主事業の収益でも人件費を出しているのかとの質疑に、実態はそのようになっていると承知しているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第141号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、委託料の内容はとの質疑に、警備業務、施設設備、枯れた芝草を処理する委託料などであるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第141号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第135号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第135号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第136号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第136号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第137号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第137号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第138号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第138号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第139号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第139号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第140号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第140号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第141号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第141号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）

議第143号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議第144号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

議第145号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第146号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第147号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第148号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

議第149号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）

議第150号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第142号から議第150号までの9議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第142号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第13号）については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会を設置し、審査をいただいたところです。

去る12月14日午前10時から、委員20名、議長、議会事務局長出席の下、全体会を開催し、各分科会から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査の概要と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る12月8日、総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員6名、議長、議会事務局長、副市長、教育長及び理事者説明員出席の下開会し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第18款寄附金について、委員より、ふるさと納税に関しては、胎内市など他自治体の寄附額が大幅に伸びていることに対する分析はしているのかとの質疑に、米の伸び率が相当あったと伺っている。返礼品の単価が高いことや通年で米を売るなどの対応も見受けられ、インターネットの動画等の工夫も確認しているが、他市の実績も参考にし、今後本市でも伸ばしていきたいとの答弁でした。

また、委員より、ふるさと応援寄附金に対する新たな取組について、しているのかとの質疑に、ポータルサイトの契約事業者を増やし、楽天を加え、6事業者とした。メールによって観光情報や新米の案内など、働きかけを実施していたところであるとの答弁。

歳出では、第10款教育費について、委員より、外国語指導助手は今年度9月までいなかったが、授業等に支障はなかったのかとの質疑に、日本人の英語専科の教師等で工夫、工面をして実施してきたとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第142号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る12月9日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下開会し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では質疑なく、歳出では、第3款民生費について、委員より、保育園待機児童の解消が見えてこないが、具体的な方針はあるのかとの質疑に、職員適正化計画に沿って計画的に採用していく。先般市長からも採用計画を立てて保育士不足を解消していくように指示があり、特に未満児保育の待機解消に向けて取り組んでいくとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ、鈴木好彦委員より、保育園の待機児童問題については、根本は市民の需要に対する行政サービスの欠如であると感じる。職員適正化計画の中で資格者を融通できるものではない。市民のニーズに応えることを最大限に考えるべきであるとの意見。

鈴木一之副委員長より、保育士OB等の有資格者で現職を退いている方が復職できる環境整備を考えるべきであるとの意見。

長谷川孝委員長より、保育士の待遇は全国的に低い。保育士資格を取っても保育園に勤務する人は約半分とのデータもある。子育て政策の根本となる待機児童解消に向け、本市の有資格者が復職できる環境にあるのかも含め、保育士不足解消にきちんと取り組んでほしいとの意見がありました。

自由討議を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第142号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る12月10日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下開会し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入ではさしたる質疑がなく、歳出では、第8款土木費について、委員より、除雪費について、除雪業者の撤退やオペレーターの高齢化などで人手不足が問題となっているが、本市の状況はどの質疑に、今のところは何とか対応しているが、オペレーターの確保が課題である。今後、国・県とオペレーターの確保方法について協議をしていかなければならないと考えているとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第142号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、自由討議及び討論なく、起立採決の結果、議第142号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第143号及び議第144号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第143号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、朝日まほろばインターチェンジの用地取得はこれで終わりという理解でよいのかとの質疑に、用地買収する用地についてはこれで終わりであるが、そのほか三面川沿岸土地改良区から

無償譲渡していただく分はまだ残っているとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第144号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、山北地区において室内放送が流れない事例を確認しているが、承知しているかとの質疑に、承知しており、防災行政無線と告知端末の連携に不具合が生じたことが原因と思われ、関連機器を交換した。アンテナの向きを修正して現在も監視しているが、解消しているものと考えているとの答弁。

委員より、この補正の計上に含まれているのかとの質疑に、機器の保守業務で対応し、経費はかかっていないとの答弁。

委員より、修繕料の中身を具体的にとの質疑に、支障移転に係るものや幹線が切断されたことによる修繕や、個人の引込みの際の断線などの修繕を含んでいるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第145号から議第147号までの3議案については、先ほど報告いたしました議第134号に引き続き審査を行いました。その審査概要と経過について報告いたします。

初めに、議第145号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第145号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第146号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議

なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第146号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第147号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入については、質疑はありませんでした。歳出について、委員より、第2款保険給付費、高額介護サービス費について、今年の8月に制度改正があり、負担限度額の認定要件や高額サービス費の要件が変更になったが、その影響はとの質疑に、負担限度額の認定者数も要件が変わったことで減少しており、20人程度少なくなっている。負担限度額認定に伴う特定入居者介護サービス費についても8月以降減少しており、7月の利用から8月の利用分で、制度改正後400万円程度減少している。昨年度の月平均と比較して、今のところ月100万円程度下がっている。今回の減少については、資産要件である預貯金の金額が一律1,000万円以下だったものが所得に応じて設定が変わったことにより資産要件に合わない方が出てきているためとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第147号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長(川崎健二君) ただいま上程されております議第148号から議第150号までの3議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過について、主なものをご報告申し上げます。

初めに、議第148号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第148号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第149号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第149号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第150号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第150号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第142号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第143号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第143号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第144号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第144号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第145号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第145号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第146号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第146号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第147号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第147号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第148号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第148号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第149号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第149号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第150号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第150号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第152号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第15号）

議第153号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第16号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第152号及び議第153号の2議案は、いずれも令和3年度一般会計補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第152号及び議第153号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第152号は令和3年度村上市一般会計補正予算（第15号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,400万円を追加し、予算の規模を343億4,400万円にしようとするものであります。

補正の主な内容についてであります。これまで数次にわたる商工団体の皆様との協議を踏まえ、長引くコロナ禍の中、事業経営に大きな影響を受けている業種、特に製造業の皆様の実業継続に対する支援等の緊急経済対策に係る経費について追加しようというものであります。加えて、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約方法の変更に伴うコールセンターの体制確保に係る経費、現在の原油価格高騰による生活困窮世帯等への灯油購入費助成金を計上したほか、落雷により故障した消防救急無線修繕のための経費を追加しようとするものであります。

歳入におきましては、第11款地方交付税で普通地方交付税2,425万円を、第15款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で7,800万円を、第16款県支出金では、灯油購入費助成事業補助金1,175万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第3款民生費で灯油購入費助成経費及び生活保護経費で2,720万円を、第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費で400万円を、第7款商工費では、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費で7,400万円を、第9款消防費では、消防救急無線管理経費で880万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第153号は令和3年度村上市一般会計補正予算（第16号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,950万円を追加し、予算の規模を347億7,350万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応に係る国の子育て世帯等臨時特別給付金のうち、中学生以下の子どもに対するクーポン分5万円と18歳以下の高校生に対する先行給付分とクーポン分の合計10万円を現金で一括給付するための経費を追加しようとするものであります。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金4億2,950万円を追加し、歳出におきましては、第3款民生費で子育て世帯等臨時特別支援事業経費として、中学

生以下の子どもに対するクーポン分の5万円を現金で給付する経費として、5,630人分、2億8,150万円、高校生に対して先行給付する5万円とクーポン分の合計10万円を現金給付する経費として、1,470人分、1億4,700万円を追加し、これに係る事務費として封筒等印刷代、口座振込手数料など100万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから議第152号及び議第153号の補足説明を受けるため暫時休憩し、直ちに協議会に切り替えます。

午前11時39分 休憩

午前11時51分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、補正予算第15号のほうの灯油の購入費助成2,590万円についてちょっとお伺いしたいと思います。

これは、私の理解をしますと、県の補助金がありまして、そこに付け足し補助をして5,000円で支給するというふうに分けたのですけれども、この付け足し補助というものは、まず1点、義務制なのでしょうか。これは市町村の考えなのでしょうか。その辺のところをちょっと確認させてください。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 付け足し分につきましては、市町村ごとで違います。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 村上市でそういうふうに分け足ししてという格好で考えていただいたという格好で、非常に私はいうれしく思っております。そこで、4,700世帯、これから支給という格好になるわけですけれども、今支給の計画というものは、いつ頃どんなふうな格好で皆様の手元に入るという計画でしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 今日、予算ご議決後、早急に準備を始めまして、来週早々には対象者と思われる世帯に郵便で申請書を郵送します。一応申請主義となっておりますので、その申請書を返送していただいて、その後支給ということになっております。なので、一番早いスケジュールでいきますと今月末、12月の28日には一番早い方は支給できるかと思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） ありがとうございます。努力してひとつお願いしたいと思います。

それから、もう一点、生活保護世帯、先般県費で130万円ほど計上して可決しているわけですが、これは追加でまた付け足しという格好だと私、同類だと思いますので、その辺の支給も同じ頃で入るのでしょうか。ちょっとその辺のところの支給計画ひとつお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 今ほど議員おっしゃったように、付け足しでございます。スケジュールにつきましても非課税世帯と同様の流れになっております。

○7番（本間善和君） これあと終わりだったか。もう一つある。ないですね。結構でございます。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。では、議第153号のほう、子育て世帯の臨時特別給付金の関係です。予算については当然賛成の立場なのですが、ちょっと実際の具体的な業務についてお聞かせいただきたいと思います。

中学生以下の児童生徒については、児童手当の仕組みで支給ということだと思いますけれども、非常に細かい話で恐縮なのですが、児童手当の仕組みだということになると、恐らく9月30日付の情報に基づいて支給になるのかなど。そうすると、支給対象としてはほとんど、ほとんどというか、世帯主の方に支給、世帯主イコールほとんどが男性だというふうに考えられます。9月30日の情報で支給するとすれば、10月1日以降に例えば離婚だとか、あとDVで子どもを引き取って、世帯主と別れて生活する方というのが考えられると思うのですけれども、そういう10月1日以降、DVのために子どもを連れて世帯主のところから離れて生活を始めたという方のところ、そういうケースの場合、加害者のほうに子どもさんに対する給付金が入るとするのは非常に理不尽といたしますか、当然あるべきではない。子どもさんを育てる方のところに給付金というのは入るべきだと思いますけれども、その辺の今の私の理解でまずいいのか。

それと、10月1日以降、支払うまでにそういう事例がなければもちろんいいのですけれども、10月1日以降の実態等、もし該当事案があるのであれば、それに対して市はどういうふう考えているのか、その辺のスキームというか、考え方についてお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） ただいまの事案につきましては、私どももどのような対応になるのかということで、県とか国とかに当初の頃、問合せをしておりました。それで、Q&Aのほうで来た答えなのですけれども、一応9月30日現在で把握した保護者の方、そちらに原則支給をするということで回答が来ております。ですので、市の独自の考えでというふうなことにはならないと思うのですけれども、そのような回答が来ている限りはやむを得ないのかなというのが現状でございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） そうしますと、結局、例えば協議離婚で前夫の方に、あなたのところに入っ

ただのだけれども、子どもはうちのほうなので、入った20万円についてはうちのほうに下さいという話合いができる案件であれば全く問題ないと思いますけれども、そうでもないところもあると思います。特にやっぱりDVで加害者のところから子どもを連れて逃げたという案件の場合に、加害の配偶者のほうに何十万円も入るということについては、それはやっぱりおかしいと思います。Q&Aでそういう要綱があったとしても、それは自治体の裁量というか、地方自治の観点からいって、実際今非常に困って、子どもの養育に責任を持っているところにしっかり子育て支援のためのお金が入るように市としても考えるということが私は市役所としての責任ではないのかなというふうに考えますけれども、その辺、市長、よろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさに当然のことです。これまでも定額給付金、特別定額給付金、様々な給付をするときに、私のほうからは、担当するそれぞれの課に、今議員がご指摘のようなケースあるのです。ですから、そういうものが、世帯主でピックアップするとみんなそういう形の状況が分からないのでということで、それは十分注意しなさいと、そういう要請があった部分についてはしっかりと受け止めなさいという指示は出させていただいております。今回意向調査やっています。それで、意向が返ってきています。その中でどういうふうな状況になっているのかというのは私直接まだ聞いていませんけれども、もしそういうケースであれば、そういった方に届いているわけでありますので、その辺のところの事情も含めて、でき得る限りそれについてはしっかり対応して、真に必要なところにしっかり届くというようなこと、これはもう当たり前の話でありますので、そういう対応をさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。こども課長も最初から今の市長のような答弁をしっかりといただければ議員も市民も安心すると思いますので、ぜひ市長のお考えどおりしっかりお願いしたいと思います。

では、最後でございます。同じ子育て世帯への臨時特別給付金の関係なのですが、これは国が示された要綱に基づいてやっていますので、所得要件というのは当然現予算ではあると思いますけれども、私も議会の初日にも話をいたしましたけれども、やはり子育ての支援とか、あとは市民に対する公平、公正の考え方、それと所得が多い人というのはそれなりに地域経済の地域に対する貢献というのもしっかりしているわけですので、そこを除くというのはやはりいかがかなと思います。国のこの事業の対象にはなりませんけれども、それは市単独追加ということで検討の余地はないのか、これもちょっと市長にお考えをお聞きできればと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさに教育という大きな枠組みの中で考えたときに、これは所得の多い少ないにかかわらず、当然子どもに直接行く教育でありますので、それについてしっかり公的支援を行

○15番（姫路 敏君） 答弁になっていないです、議長。地方交付税にこれが充てられるということ自体が、最初当初予算で地方交付税は算定して出したわけでしょう。その中にこんなもの入っていないと思うよ。だから、それを地方交付税で充てるということ自体が、地方交付税に、お金に色ついていないで入ってきているわけですから、それは算定しているわけだ、最初予算を立てるときに。そしたら何でも一般財源で、これそうすれば地方交付税に充てよう、これ地方交付税に充てようということ勝手に考えてやればこういうことになるでしょう。県の特定財源というのは、支出金と国庫支出金で賄われるのは当たり前で、これはそれでいいわけです。あくまでも一般財源だけでしよう。一般財源から出した上で、それが地方交付税に入るかどうか、いただけるように努力することしかできないのではないの。このために使うとかということは最初の査定には入っていないはずですよ。そういうことなのよ。どうなの、それ。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 地方交付税につきましては、それぞれ自治体の様々な行政需要に対して交付されるものでございまして、一般財源ということでございますので、こちらを補正財源として充てさせていただいたものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） あなたもうちょっと勉強したほうがいいと思うよ。いろいろな一般財源に使える地方交付税なんてないですよ。財政の需要額、いわゆるどうしても要る分に対して、その部分に不足する部分、財源の、その部分を地方交付税で賄うためなのです、地方交付税って。地方交付税が一般財源の来たものを何でも使えるようになってできないですよ、そんなものは。地方交付税は、はっきり言ってどうしても必要な行政運営、どうしても必要な部分に対して、しかしながら財政的に不足する部分を地方交付税で賄う。こんなの……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○15番（姫路 敏君） いや、違う。私しゃべっているのだから。

基本的に、言いたいのは、地方交付税をこの部分に充てるとかということそのものが、だっておかしな発想なの、はっきり言って。それでもって、第9款の支出、消防救急無線管理経費880万円に対して見れば、地方交付税で充てるとかいうのではなくて、これは雷のやっぱり関係で破損したわけですから、これについて見れば、一般財源から出した上で、後には共済の保険のほうで処理するというので、歳入のほうにそういうのが出てくるべきなのです。今はやっていないから、そういう説明をするべきなのです。だから、これは私おかしいと思うの。この表現はおかしい。地方交付税で充てるというよりも、このそのものは地方交付税は一般財源でいいのではないですか。全て一般財源。その中で後に振り分けていって、共済保険から入れるものは共済保険でもらえばいいし。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） まず、共済の件からご説明を申し上げます。

こちらの落雷によって受けた工事請負費につきましては全額、全国市有物件災害共済会の共済金の対象となりますけれども、これは工事が全て終了してからの請求手続となりますので、こちら見込みといたしましては令和4年度に入ってから入りの歳入というふうな予定でございまして、今回計上せず、その分も一般財源の地方交付税から充てたというものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） では、一般財源でいいのではないですか、それ。地方交付税って違うよね。

○議長（三田敏秋君） 1問目のやつ正確に回答して。

○15番（姫路 敏君） こんなことをしてここで議論していても3回目終わってしまうし、もう駄目だから、もうこれで終わりますけれども、取りあえずその辺、後で聞かせてください、もっとよく。お願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

議第152号及び議第153号の2議案は委員会付託を省略し、討論の後、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議第152号及び議第153号の2議案は委員会付託を省略し、討論の後、直ちにボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第152号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第152号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第152号は原案のとおり可決されました。

次に、議第153号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第153号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第153号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員発議第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議員発議第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） ただいま上程されました議員発議第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、去る12月8日に開催されました総務文教常任委員会の協議会で審査され、決定された意見書の提出です。

意見書の文面につきましては、皆様への配付の資料のとおりであります。北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国及び真相の究明に向け、国際情勢に鑑みて、時期を逃すことなく国を挙げて全力で取り組むことを強く要望するものです。

賛成者は、渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして、提出者は私、河村幸雄でございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣であります。

村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第9号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第9号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和3年第4回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり皆様には大変ご苦労さまでございました。

午後 0時17分 閉 会